

千里新田地区まちづくり協議会

2026 年度(第 20 期)通常総会 議案書

【日 時】 2026 年 5 月 16 日(土) 午後 7 時から

【場 所】 千里新田小学校 高学年図書室

【議 案】

第 1 号議案	1
2025 年度(第 19 期) 活動報告	
第 2 号議案	5
2025 年度(第 19 期) 一般会計収支決算報告 会計監査報告	
第 3 号議案	7
千里新田地区まちづくり協議会会則の改定について	
第 4 号議案	9
2026 年度(第 20 期) 活動計画(案)	
第 5 号議案	11
2026 年度(第 20 期) 一般会計収支予算(案) 2026 年度(第 20 期) 特別会計【青パト】収支予算(案)	
巻末資料.....	13
千里新田地区まちづくり協議会 現行の会則全文	

ホームページアドレス

<https://www.senri-shinden.jp/>

2025年度(第19期)活動報告
(2025年4月1日~2026年3月31日)

1 広報活動

(1) 広報誌「千新かわら版」発行

今年度も、編集委員6名体制で各号発行に向けてLINEでの校正作業を基本に企画編集会議を13回開催しました。掲載内容は、まちづくり協議会のイベント活動の取り組みや今後の予定、千里新田地区にある千里新田こども園、千里新田小学校、南千里中学校など子どもたちに関わる情報提供も掲載しています。

「千新かわら版」の発行は、No.65(2025年7月)、No.66(2025年10月)、No.67(2026年1月)の3回発行し、役員のみなさんで分担して千里新田地区に全戸配布しています。

(2) ホームページの更新・管理

地域住民の皆様への情報提供として「年間スケジュール表」、子ども見守り活動である「青パト運行表」、毎月第3土曜日開催の清掃活動「アドプト・ロード千新」、広報誌「かわら版」の各号を更新して常時掲載しています。

今年度は「連合自治会」の活動を中心に自治会についてのアンケートの実施や聞き取り調査等により自治会活動に焦点を当てて掲載するなど、地域の皆様の興味や関心を持っていただけるような情報提供を行いました。

2 福祉活動

(1) 敬老フェスティバル協力

9月15日千里市民センター大ホールで敬老フェスティバルを開催しました。会場での最高齢男女に花束を贈呈して長寿を祝い、小学4年生有志の歌やリコーダー演奏、そして南千里中学校ギターマンドリン部がメドレーのように懐かしい曲を演奏して、参加者に堪能してもらいました。午後は、千里新田小学校ピロティと春日会館で、記念品の配布を行いました。この時全員分はなかったが、小学校4年生全員で描いてくれた「幸齢」といったわりの絵手紙を配布しました。地区75歳以上の方に敬老行事の案内と粗品を全戸配布。対象者1599名で敬老の日にお会いできた参加者は852名でした。スタッフは、連合自治会・福祉委員会・高齢クラブ連合会・日赤ほかと民生で24名。出演者65名となり、941名の催しとなりました。

(2) 福祉委員会との小地域ネットワーク活動

千里山竹園児童センターで、毎月第2水曜日の午前中に子育てサロン「のびのび」を実施しました。

高齢者向けには、西六地区・竹園地区・春日地区のそれぞれ年2回交流を目的とした「いきいきサロン」を開催。更に、独居の方を対象にふれあい昼食会「むつみ会」を年3回程度実施しました。

その他にも福祉教育として、小学校・中学校で、車椅子やアイマスクの体験などを実施しました。

(3) 本格実施の地域公共交通の情報提供

「すいすいバス・たけのこルート」は、試験運行を経て令和6年度より本格運行を開始しました。年間利用者数は、令和4年度(77千人)、令和5年度(98千人)、令和6年度(107千人)と右肩上がりに増加しています。この利用者数増加に伴い、乗客の乗降時間確保のため、4月1日から1周を60分から65分に延長するダイヤ改正も行われました。

すいすいバスについては、運行実績・利用者アンケートをもとに、定期的に継続・見直しの是非が評価されています。地域の大切な移動手段として、事業を維持・改善していくためには、地域としても、認知度向上や利用促進を図るとともに、アンケートなどを通じて積極的に意見を発信していくことが重要です。

(4) いこいの間活性化

新型コロナ禍でコーヒーサロンを休止して以降、再開には至っていません。

3 ふれあい活動

(1) 第44回千新夏祭りの開催

千新夏祭り実行委員会が中心となって、8月23日（土）に第44回千新夏祭りを開催いたしました。

昨年から復活した「櫓」を今年度も設置し、櫓を中心にお御輿の練り歩きや盆踊りの輪ができ、提灯の灯りのもとで楽しむことができました。また、子どもたちは運動場やピロティに設置された各店舗に集い、食べたいものや飲みたいもの、遊びたいものを求めてフットワークも軽く、夏祭りを満喫していました。

当日の参加者数は2,400名、スタッフが80名で総参加者数は2,480名となりました。

今年度の特徴として、千里新田小学校の児童や南千里中学校の生徒、大和大学の学生と合わせて30名がボランティアスタッフとしての参加があり、次世代につながる一歩を踏み出したイベントでもありました。

(2) 第37回千里新田地区市民体育祭の開催

10月12日（日）に、第37回千里新田地区市民体育祭を千里新田小学校の運動場で開催しました。

前日の11日（土）午前中には千里新田小学校の運動会が開催され、午後から地域の各種団体の皆様により設営の準備が行われました。

晴天であった予報が台風の影響により雨予報に変わり開催が心配されましたが、無事開催することでスタッフ一同ほっとしました。

当日午前中はプログラムどおり順調に競技を進行する事が出来ましたが、昼食後午後から小雨が降るなか、参加者の方々は一生懸命競技に取り組まれました。

しかし天気予報が悪くなったため、2競技を短縮し最後のプログラム「ブロック対抗・リレー」では最後に大逆転のドラマがあり大いに盛り上がりました。

閉会式の最中、雨が強くなってきましたが、無事に市民体育祭を終えることが出来ました。

(3) 第19回千里新田地区子どももちつきフェスタの開催

12月14日（日）午前9時から千里新田小学校にて子どももちつきフェスタを開催しました。インフルエンザ流行が懸念されましたが、天候には恵まれ、多数の小学生や園児さんと保護者の方々に参加いただき、盛大にもちつきを楽しんでいただきました。

また、去年は感染症懸念でその場ではお餅を食べることを見送っていましたが、今年は小学生以上の方々に出来立てのお餅を食べていただけました。

(4) せんしん交流会の開催

原則として、毎月第1土曜日18時から開催し、新年会などの行事と重なる月を除き、年間計9回実施しました。参加費は1人1,000円とし、担当幹事が趣向を凝らした食材や料理を提供することで、終始和やかな雰囲気の中で親睦を深めました。

年間の延べ参加者数は162名となりました。本会は事前申し込み不要の自由参加制をとっており、今後もより多くの地域の方々にご参加いただけるよう、運営に努めてまいります。

(5) 歓送迎会・懇親会・新年会

本年度も、地域諸団体・学校関係者との連携強化のため、以下の親睦行事を実施いたしました。

- ・歓送迎会；6月15日に、こども園・小中学校の管理職の異動に合わせ、歓送迎会を開催（41名参加）いたしました。長年地域教育に尽力された先生方への感謝と、新しく着任された先生方の歓迎を通じ、学校園と地域との強固な信頼関係を再確認しました。

- ・懇親会；11月1日に、多大な労力と協力により成功を収めた「夏まつり」および「市民体育祭」の慰労を兼ねて、懇親会（47名参加）を開催しました。次年度の円滑な運営に向けた意見交換の場にもなりました。

- ・新年会；1月11日に、市長・議長、議員の方々にもご臨席いただく中で、新年会（46名参加）を開催しました。出席者一同で新年の抱負を語り合い、地域の発展に向けた決意を新たにするなど、有意義な交流を深めることができました。

4 安心・安全対策活動

(1) 挨拶運動と子どもの見守り

「地域の子どもは地域で育てる」という当協議会のスローガンのもと、地域の皆様のご協力により、朝の挨拶運動および子どもの見守り活動を継続して実施しております。さらに、本年度は、小学校が主体となり、PTAと当協議会が連携した新たな取り組みとして「見守りボランティア」の募集を開始しました。「かわら版」やホームページへの掲載を通じ、広く周知を図っております。今後も、積極的な広報活動と見守りボランティア活動の推進に努めてまいります。

(2) 青色防犯パトロールカーの運行

子どもたちの安全な登下校を確保するため、登校日には欠かさず青色防犯パトロールカー（青パト）による巡回見守り活動を継続して実施しています。

一方で、長年にわたり運用してきた旧車両は、使用開始から13年が経過し、老朽化や安全装備の陳腐化が課題となっていました。これを受け、当協議会より、諸団体の賛同も得て吹田市に車両更新の要望を文書にて提出しましたところ、幸いにも了承され、本年3月に新車両が引き渡されました。その後、名義変更等の諸手続きを経て、5月11日の交代式をもって本格的な運用を開始しました。新しい車両の導入により、これまで以上に安全かつ安定した見守り体制を維持し、地域の「安心・安全」に努めてまいります。

(3) 地域防災訓練

11月22日、新たな試みとして「地域防災訓練」を開催し、当協議会や自治会役員など計27名が参加しました。今回は、災害時における装備備品の技術習得と継承に主眼を置き、吹田市水道部のご指導による「組立式給水タンクの設置訓練」、および吹田市北消防署のご指導による「可搬式消火ポンプの使用訓練」を実施しました。参加者の皆さんは、初めて触れる機器を前にしても積極的な姿勢で操作に取り組んでおられ、その熱心な姿が印象的な訓練となりました。

(4) 全市一斉合同防災訓練の実施

1月18日、吹田市一斉合同防災訓練の実施に合わせ、当協議会が中心メンバーを構成する「千里新田地域災害対策本部」主導のもと、地域住民参加型の防災訓練を実施しました。総計507名の皆様にご参加いただき、うち93名が小学校避難所に参集されました。

当日は、各自治会による避難地集合および避難所への移動訓練、市職員（校区防災要員）と連携した災害対策本部への情報伝達訓練を実施しました。また、地域独自の実技訓練として、可搬式消火ポンプを用いた放水や水消火器の操作、救命訓練用具「あっぱくん」を使用した心肺蘇生講習など、有事の際に直結する技術習得に励みました。

参加者の皆様には、慣れない消防ホースの伸長や筒先保持に積極的に取り組んでいただき、こうした積み重ねが、万一の際の地域防災力向上に資するものと理解しております。

5 子育て支援・青少年育成活動

(1) 今期は、青少年指導員会主催で青少年対策委員会が実施主体である全市一斉合同パトロールを地域教育協議会、防犯委員会、PTAとまちづくり協議会が合同で実施することができました。

(2) 青少年の健全育成を目的に夏祭りやおもちつきなどのイベント時に各実行委員会や学校、PTAが連携して小学生や中学生のボランティア活動への参加を呼びかけ、多くの児童・生徒がスタッフとして参加しました。

また、地域教育協議会と連携し花いっぱいプロジェクトに取り組みました。

6 環境美化活動

(1) アドプト・ロード、すいた里親道路活動

環境美化への取り組みとして、大阪府の「アドプト・ロード」および吹田市の「すいた里親道路」事業に継続して参画しています。主な活動として、毎月第3土曜日の午前8時より、ガスト前付近から新御堂筋間に至る歩道の清掃活動を実施しています。また、沿道

花壇への植栽活動や「花いっぱいプロジェクト」と連携したパンジーの植栽など、彩りのある街づくりにも努めてきました。

2025年度は、延べ231名もの方々にご参加いただいております、地域に根付いた美化活動として定着しています。今後も、この活動の輪が広がるよう、継続してまいります。

(2) 花いっぱいプロジェクト

南千里中学校区地域教育協議会・南中花プロ部。南中PTAが主催してきたこのプロジェクトに、今年は小学校・こども園も取り組み始めており、まちづくり協議会としても地域の方々に数多く参画していただけるよう働き掛けました。

(3) 小学校共同整備花壇の維持管理支援

防災倉庫の手前に花壇を設置し、一部の方には水やりなどの協力を仰ぎましたが、会として目立った活動には及びませんでした。

7 その他の活動

(1) KOHYOの「幸せの黄色いレシート」

KOHYOが実施する「幸せの黄色いレシート」活動に参加し、贈呈金額：20,400円分の活動備品を購入しました。(2026年度一般会計に計上)

(2) 会議等

① 通常総会(第19期) 5月17日(土)

② 役員会 7回開催(3月は臨時開催)

4月19日(土)、6月21日(土)、8月16日(土)、10月18日(土)、12月20日(土)、2月21日(土)、3月21日(土)

2025年度(第19期) 一般会計収支決算報告

(2025年4月1日～2026年3月31日)

【収入】

(単位:円)

費目	予算額	決算額	差異	備考
繰越金	459,030	459,030	0	2024年度まち協繰越金
会費	223,600	214,000	-9,600	諸団体(@6,000×20団体):120,000 個人(@1,200×70名):84,000 賛助会員(@10,000×1団体):10,000
繰入金	0	0	0	
補助金	140,000	259,090	119,090	2024年度青色防犯パトロール:159,090 地域防災対策:100,000
寄付金	0	0	0	
雑収入	585,000	780,738	195,738	印刷機使用料:73,500、歓送迎会参加費(36名): 237,600、懇親会会費(47名):94,000、新年会会費 (45名):300,300、防災訓練時青パト用バザー売上: 21,660、青パト募金:13,678、福祉だより配布協力金: 30,000、かわら版広告代:10,000
利息	300	1,613	1,313	普通預金利息
合計	1,407,930	1,714,471	306,541	

【支出】

(単位:円)

費目	予算額	決算額	差異	備考
広報活動費	100,000	114,262	14,262	サーバー費用(ホームページ更新管理) かわら版印刷代金等
福祉活動費	5,000	0	-5,000	
ふれあい活動費	550,000	720,049	170,049	歓送迎会:276,600、夏祭り協力金:30,000 懇親会:85,389、もちつきフェスタ協力金:30,000 新年会:298,060
安心・安全対策 活動費	200,000	275,508	75,508	自主防災資材:100,447 青色防犯パトロール諸費用175,061
子育て支援 活動費	5,000	0	-5,000	
環境美化活動費	30,000	23,103	-6,897	アドプト活動関連費用(花苗代等) 南中花いっぱいプロジェクト
印刷費	80,000	59,775	-20,225	印刷機消耗品代、印刷機メンテナンス、コピー代等
通信・事務費	20,000	17,512	-2,488	通信費(切手代等)、事務用品
会議費	5,000	500	-4,500	
交通費	5,000	2,380	-2,620	
慶弔費	5,000	2,400	-2,600	
予備費	402,930	0	-402,930	
小計	1,407,930	1,215,489	-192,441	
繰越金	0	498,982	498,982	
合計	1,407,930	1,714,471	306,541	

上記の通り、2025年度一般会計収支決算を報告いたします。

2026年4月8日

千里新田地区まちづくり協議会

会計 田畑 順子



2025年度(第19期) 会計監査報告書

2025年4月1日から2026年3月31日までの
千里新田地区まちづくり協議会(第19期) 一般会計の監査を次のとおり行いました。

会計台帳(金銭出納帳、銀行通帳)

支出領収書

以上を基に会計監査を行った結果、収支は正確かつ適正に処理されていることを報告します。

2026年 4月 11日

会計監査

板野 典明



2026年 4月 15日

会計監査

武田 正紀



第3号議案

千里新田地区まちづくり協議会会則の改定について

1 目的

- (1) 本会の運営をより円滑に進めることを目的に、規程・内規類の制定及び改廃の手続きを明確にするため。
- (2) 年度途中に入会する個人会員について、在籍期間に応じた会費設定とすることで、会費負担の公平性を確保し、入会しやすい環境を整えるため。

2 会則の現行・改定案対照表

現 行	改定案
<p>(役員会)</p> <p>第15条 役員会は、第7条第1項の第1号から第6号までの役員をもって構成し、原則として年6回以上開催し、次の事項を協議し決議すると共に、必要事項については、第6条の構成員へ周知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 地区諸団体の活動の調整並びに周知に関する事項 (2) 各活動の実施及び調整に関する事項 (3) 欠員となった役員等の選任に関する事項 (4) 顧問の選任に関する事項 (5) 役員等推薦委員会の設置時期、構成、任務及び運営に関する事項 <p><u>(6) その他役員会が必要と認める事項</u></p> <p>2 役員会は、構成する役員の過半数で成立し、議事は出席役員の過半数をもって決定する。ただし、可否同数のときは、会長の決するところとする。</p> <p>3 会長が必要と認めたときは、学識経験者又は専門家に意見を求めることができる。</p>	<p>(役員会)</p> <p>第15条 役員会は、第7条第1項の第1号から第6号までの役員をもって構成し、原則として年6回以上開催し、次の事項を協議し決議すると共に、必要事項については、第6条の構成員へ周知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 地区諸団体の活動の調整並びに周知に関する事項 (2) 各活動の実施及び調整に関する事項 (3) 欠員となった役員等の選任に関する事項 (4) 顧問の選任に関する事項 (5) 役員等推薦委員会の設置時期、構成、任務及び運営に関する事項 (6) <u>本協議会の運営に必要な規程等の制定及び改廃に関する事項</u> (7) <u>その他役員会が必要と認める事項</u> <p>2 役員会は、構成する役員の過半数で成立し、議事は出席役員の過半数をもって決定する。ただし、可否同数のときは、会長の決するところとする。</p> <p>3 会長が必要と認めたときは、学識経験者又は専門家に意見を求めることができる。</p>

<p>(会 計)</p> <p>第 16 条 本協議会の会計は、一般会計と特別会計とする。</p> <p>2 一般会計は、会費・補助金・寄付金・その他の収入をもってあてる。</p> <p>3 特別会計は、活動への補助金とその他の収入をもってあてる。</p> <p>4 本協議会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>5 会費は以下の通りとする。</p> <p>(1) 諸 団 体 6,000 円／年 一口</p> <p>(2) 個人 1,200 円／年 一口</p> <p>(3) 賛助会員 10,000 円／年 一口</p>	<p>(会 計)</p> <p>第 16 条 本協議会の会計は、一般会計と特別会計とする。</p> <p>2 一般会計は、会費・補助金・寄付金・その他の収入をもってあてる。</p> <p>3 特別会計は、活動への補助金とその他の収入をもってあてる。</p> <p>4 本協議会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>5 会費は以下の通りとする。</p> <p>(1) 諸 団 体 6,000 円／年 一口</p> <p>(2) 個人 1,200 円／年 一口</p> <p><u>ただし、10月1日から翌年3月31日までに入会した者については、会費を600円とする。</u></p> <p>(3) 賛助会員 10,000 円／年 一口</p>
<p>附 則</p> <p>略</p>	<p>附 則</p> <p>略</p> <p>附 則</p> <p><u>本会則は、2026年5月16日より施行する。</u></p>

第4号議案

2026年度(第20期)活動計画(案)

(2026年4月1日～2027年3月31日)

当協議会では、「安全・安心で快適に暮らせるまちづくり」を基本方針とし、以下の活動を推進してまいります。

1 広報活動

地域での当協議会活動の理解を深め、かつ、会員相互の情報共有を図るため、以下の活動を行います。

- ・広報誌（かわら版）を年3回以上発行。視認性が高く、親しみやすい紙面構成に努めます。
- ・ホームページの適切な運用・管理を継続。特集記事の掲載など、機動的な情報発信を図ります。

2 福祉活動

誰もが安心して暮らせる地域社会を目指し、関係団体と連携した活動を行います。

- ・「すいすいバス・たけのこルート」をはじめとする地域公共交通の動向をフォローするとともに、その他の地域開発諸課題の動向を注視し、必要な情報提供やアクションに努めます。
- ・民生・児童委員会、福祉委員会、高齢者クラブ等の活動に対し、必要に応じた協力・連携体制を継続します。

3 ふれあい活動

(1) 千里新田地域の特色ある下記イベントの開催に主体的な役割を果たします。また、イベントを支えるボランティアのプラットフォームづくりにも着手してまいります。

- ・第45回千新夏まつりの開催（8月22日）
- ・第38回市民体育祭の開催（10月11日）
- ・第20回子どももちつきフェスタの開催（12月13日）

(2) 地域内の円滑なコミュニケーション、学校や園とのつながりを大切にするため、以下の集まりを続けてまいります。

- ・せんしん交流会（原則毎月第1土曜日午後6時から）
- ・歓送迎会（必要時）、懇親会（11月7日）、新年会（1月9日）

4 安心・安全対策活動

(1) 「地域の子どもは地域で育てる」を基本に、見守り活動に積極的に関わってまいります。

- ・挨拶運動と子ども見守り
- ・青色防犯パトロールカーの運行

(2) 地域参加型の防災訓練を継続するとともに、防災体制の整備・拡充を目指した企画検討体制の充実を目指します。

- ・吹田市一斉合同防災訓練への参加（1月17日予定）
- ・地域防災訓練の開催（11月8日）

5 子育て支援・青少年育成活動

- (1) ボランティア活動を通じた青少年の健全育成を踏まえ、子どもたちが地域のイベントに主体的に関われる仕組みを検討します。また、地域の子育てや環境に関心を持ち、地域の団体などが行う活動を支援します。
- (2) 青少年対策委員会、青少年指導員会、児童センター等の活動に対し、必要に応じた協力・連携体制を継続します。
地域が連携して取り組む全市一斉合同パトロールを引き続き取り組みます。

6 環境美化活動

- (1) 大阪府・吹田市とそれぞれに契約する「アドプト・ロード」「すいた里親道路」の活動として、府道豊中岸部線の歩道の清掃活動、沿道花壇の整備を行います。
- (2) 地域緑化活動として、関係諸団体と連携し「花いっぱいプロジェクト」を推進します。

7 その他の活動

- (1) KOHYO が実施する「幸せの黄色いレシート」活動に参加して、活動備品調達の一助とします。
- (2) 定例役員会を開催します。(原則、偶数月の第3土曜日午後7時から)

2026年度(第20期) 一般会計収支予算(案)

(2026年4月1日～2027年3月31日)

【収入】

(単位:円)

費目	前年度 予算額	予算額	差異	備考
繰越金	459,030	498,982	39,952	2025年度まち協繰越金
会費	223,600	214,000	-9,600	諸団体@6,000 個人@1,200 賛助会員@10,000
繰入金	0	0	0	
補助金	140,000	221,692	81,692	地域防災対策:100,000 2025年度分青色防犯パトロール:121,692
寄付金	0	0	0	
雑収入	585,000	110,000	-475,000	印刷機使用料:80,000 福祉委員会配布協力金:30,000
利息	300	0	-300	普通預金利息
合計	1,407,930	1,044,674	-363,256	

【支出】

(単位:円)

費目	前年度 予算額	予算額	差異	備考
広報活動費	100,000	120,000	20,000	サーバー費用(ホームページ更新管理) かわら版等
福祉活動費	5,000	5,000	0	
ふれあい活動費	550,000	110,000	-440,000	千新夏祭り協力金:30,000 もちつきフェスタ協力金:30,000 まち協歓送迎会等支出:50,000
安心・安全対策 活動費	200,000	195,508	-4,492	地域防災対策活動費:100,000 青色防犯パトロール活動費:95,508
子育て支援活動費	5,000	5,000	0	
環境美化活動費	30,000	30,000	0	アドプト活動関連費用 南中花いっぱいプロジェクト
印刷費	80,000	100,000	20,000	印刷機消耗品代、メンテナンス料
通信・事務費	20,000	20,000	0	事務局通信費、事務用品等
会議費	5,000	5,000	0	
交通費	5,000	5,000	0	
慶弔費	5,000	5,000	0	
予備費	402,930	444,166	41,236	
合計	1,407,930	1,044,674	-363,256	

特別会計

2026年度 青色防犯パトロール隊 予算書

(令和8年4月1日～令和9年3月31日)

【収入の部】

(単位：円)

項目	金額	備 考
吹田市補助金	121,692	2025年度分
繰入金	95,508	まち協一般会計より
その他	0	青パト募金
合 計	217,200	

【支出の部】

項目	金額	備 考	
燃料費	80,000	ガソリン代	80,000
保険料	100,000	任意保険料	100,000
車両整備・ 点検費		車検料	0
		修理代	0
		その他()	
自動車税	7,200		7,200
雑費	30,000	事務費	7,000
		部品交換	23,000
合 計	217,200		

巻末資料

千里新田地区まちづくり協議会 会則 全文

(名 称)

第1条 本会は、千里新田地区まちづくり協議会（以下「本協議会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本協議会の事務所は、会長宅に置く。

(目 的)

第3条 本協議会は、千里新田地区（以下「地区」という。）住民の親睦と、地区諸団体相互の連携を進め、お互いに対等の立場で協力し、住民自治の拡充を図るとともに関係機関と協働して、子どもたちや高齢者が生き生きと暮らしていけるような、安心・安全で快適なまちづくりをめざし、よりよい地域を次世代に引き継ぐことを目的とする。

(役 割)

第4条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次の役割を担う。

- (1) 自治会・地区諸団体の自主性を尊重しながら、情報の共有、ネットワークを構築するとともに、情報の発信につとめる。
- (2) 多様でひらかれたものとし、地区内の意見が集約される場とする。
- (3) 地区諸団体の活動並びに課題について、解決策を検討する。
- (4) 関係機関との協議、調整、協働に関すること。

(活 動)

第5条 本協議会は、第3条の目的及び第4条の役割を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 広報活動
- (2) 福祉活動
- (3) ふれあい活動
- (4) 安心・安全対策活動
- (5) 子育て支援・青少年育成活動
- (6) 環境美化活動
- (7) その他本協議会が必要と認める活動

(構 成)

第6条 本協議会は、地区内に組織される諸団体の代表者及び第3条の目的に賛同し、地区内に在宅又は在勤する個人で構成する。ただし、諸団体の代表者とは、その長又はその代行者をいう。

- 2 本協議会には、賛助会員を置くことができる。賛助会員とは、本会の趣旨に賛同する個人または団体（法人を含む）を指し、役員会の承認を必要とし、かつ所定の会費（一口以上）を納めるものとする。

（役員等）

第7条 本協議会に、次の役員及び会計監査（以下「役員等」という。）を置く。

- (1) 会長 1 名
 - (2) 副会長 2～3名
 - (3) 総務 2 名
 - (4) 書記 2 名
 - (5) 会計 1 名
 - (6) 理事 若干名
 - (7) 会計監査 2 名（ただし、前各号の役員以外の者を委嘱する。）
- 2 役員等は、会員より選出し、互選により会長を定め、総会において選任する。ただし、会長以外の役員等に欠員が生じたときは、役員会で選任することができる。
- 3 役員等の選出を公正かつ円滑に進めるため、役員等推薦委員会を設置する。
- 4 賛助会員は、第1項に定める役員等には就任できない。

（役員等の任務）

第8条 役員等の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本協議会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 総務は、総会・役員会等の運営、関係団体の調整及び一般会務を行う。
- (4) 書記は、本協議会の書記に関する業務を行う。
- (5) 会計は、本協議会の会計に関する一切の業務を処理し、又収支決算に関する業務を行う。
- (6) 理事は、本協議会の活動を分担し、これにあたる。
- (7) 会計監査は、会計を監査し、役員会及び総会に報告する。

（顧問）

第9条 本協議会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験のある者のうちから、役員会の議決を経て会長が指名し、役員会の諮問に応じる。

（役員等の任期）

第10条 役員等の任期は次のとおりとする。

- 2 役員等の任期は一期2年間とし、再任は妨げない。ただし、会長の任期は最長二期4年とし、通常総会終了までとする。
- 3 補充する役員等の任期は、前任者の残存期間とする。

（報酬）

第11条 役員等及び顧問は、無報酬とする。

(会 議)

第12条 本協議会の会議は、総会、役員会とする。

(総 会)

第13条 本協議会の総会は、通常総会と臨時総会とする。

- 2 通常総会は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に、会長がこれを招集し開催する。
- 3 臨時総会は、必要に応じて、役員会の承認を経て、会長がこれを招集する。また、3分の1以上の会員から要請があったとき、若しくは会長が必要と認めたとき。
- 4 総会の議長は、会長または会長が指名した役員があたる。
- 5 総会は次の事項を審議、決定する。
 - (1) 活動計画及び予算
 - (2) 活動報告、決算報告及び会計監査報告
 - (3) 会則の制定及び改廃
 - (4) 役員等の選任
 - (5) その他、本協議会の運営に関する重要な事項
- 6 賛助会員は総会における議決権を有しない。

(総会の議決)

第14条 総会は構成員の3分の2以上（委任状含む）の出席をもって成立し、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところとする。

(役員会)

第15条 役員会は、第7条第1項の第1号から第6号までの役員をもって構成し、原則として年6回以上開催し、次の事項を協議し決議すると共に、必要事項については、第6条の構成員へ周知する。

- (1) 地区諸団体の活動の調整並びに周知に関する事項
 - (2) 各活動の実施及び調整に関する事項
 - (3) 欠員となった役員等の選任に関する事項
 - (4) 顧問の選任に関する事項
 - (5) 役員等推薦委員会の設置時期、構成、任務及び運営に関する事項
 - (6) その他役員会が必要と認める事項
- 2 役員会は、構成する役員の過半数で成立し、議事は出席役員の過半数をもって決定する。ただし、可否同数のときは、会長の決するところとする。
 - 3 会長が必要と認めたときは、学識経験者又は専門家に意見を求めることができる。

(会 計)

第16条 本協議会の会計は、一般会計と特別会計とする。

- 2 一般会計は、会費・補助金・寄付金・その他の収入をもってあてる。
- 3 特別会計は、活動への補助金とその他の収入をもってあてる。
- 4 本協議会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

5 会費は以下の通りとする。

- | | | |
|-----------|------------|----|
| (1) 諸 団 体 | 6,000 円／年 | 一口 |
| (2) 個 人 | 1,200 円／年 | 一口 |
| (3) 賛助会員 | 10,000 円／年 | 一口 |

附 則

- 1 この会則に定めなき事項は、役員会で協議のうえ定める。
- 2 本協議会の構成員は、別紙構成員名簿による。
- 3 本会則は、2007年4月1日に制定

附 則

本会則は、2008年4月25日より施行する。

附 則

本会則は、2009年6月13日より施行する。

附 則

本会則は、2013年5月18日より施行する。

附 則

本会則は、2014年5月17日より施行する。

附 則

本会則は、2017年5月14日より施行する。

附 則

本会則は、2018年5月19日より施行する。

附 則

本会則は、2019年5月18日より施行する。

附 則

本会則は、2023年5月20日より施行する。

附 則

本会則は、2025年5月17日より施行する。